

お忘れのないように！確定申告が必要な項目（2）

神戸市職員信用組合相談員

(社)FP 税務・社会保険制度研究会 理事 小澤昭彦

①住宅ローン控除を受ける方

■住宅ローン控除とは

個人が住宅ローン等を利用してマイホームの新築、取得又は増改築等をした場合で、一定の要件を満たすときは、所得税の減税を受けることができます。また、住宅ローン等を利用しない場合であっても、一定の要件を満たすときは、所得税の減税を受けることができます。

■住宅ローン控除を受けるための手続

住宅ローン控除をはじめて受ける場合は、住宅の区分に応じた提出書類を添付して確定申告をする必要があります。

まず、チャットボット（ふたば）別ウィンドウで開きますや下記の住宅ローン控除の適用要件等にて、区分に応じた提出書類をご確認ください。書類の準備ができましたら「確定申告書等作成コーナー」で開きます。を利用して確定申告を行ってください。

ご準備いただいた書類上の数値を案内に沿って入力することで控除額が自動計算されます。

■住宅ローン控除の適用要件等

住宅借入金等特別控除等の適用を受けることができる場合の要件、控除額の計算方法及び手續等については、次に掲げる区分に応じリンク先で説明していますのでご確認ください。

- 1 住宅を新築又は新築住宅を取得した場合(住宅借入金等特別控除)で開きます。
- 2 買取再販住宅を取得した場合(住宅借入金等特別控除)で開きます
- 3 中古住宅を取得した場合(住宅借入金等特別控除)で開きます
- 4 増改築等をした場合(住宅借入金等特別控除) 別ウィンドウで開きます
- 5 要耐震改修住宅を取得し、耐震改修を行った場合(住宅借入金等特別控除)で開きます

- 6 省エネ改修工事をした場合(住宅特定改修特別税額控除)で開きます
7 バリアフリー改修工事をした場合(住宅特定改修特別税額控除)で開きます
8 多世帯同居改修工事をした場合(住宅特定改修特別税額控除)で開きます
9 耐久性向上改修工事をした場合(住宅特定改修特別税額控除)で開きます
10 認定住宅等の新築等をした場合(認定住宅等新築等特別税額控除)で開きます
11 耐震改修工事をした場合(住宅耐震改修特別控除)で開きます

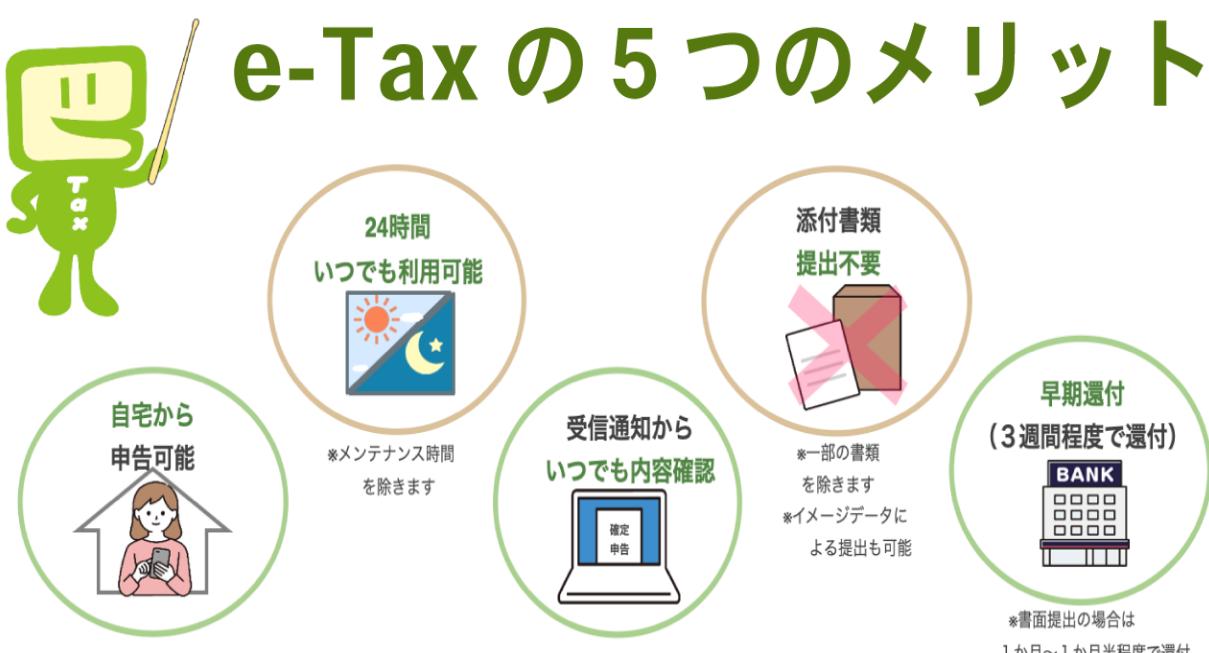
※ご注意ください！

- ・住宅ローン控除の適用に当たり、必要書類の提出が不足しているケースが多く見られます。
- ・「確定申告書等作成コーナー別ウィンドウで開きます」を利用して申告書をe-Taxで提出する場合、申告書の控えデータとともに作成される「申告書等送信表（兼送付書）」に提出すべき必要書類が表示されますので、ご確認をお願いいたします（書面提出の場合は「提出書類等のご案内」が出力されます。）

②マイナンバーカードを利用した申告のメリット

申告書の作成は確定申告書等作成コーナーから、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税及び復興特別所得税、e-Taxによる送信（提出）ができます。

また、自動計算されるので計算誤りがありません。



■スマートフォンのマイナンバーカードのご案内

e-Taxをご利用の際には、スマホでマイナンバーカードを読み取る必要がありますが、スマートフォンのマイナンバーカードを利用してことで、マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信ができます。

Android 端末では、すでに利用可能となっていますが、令和8年1月からiPhoneにおいても、「iPhone のマイナンバーカード」を利用してことで、本人認証時の手間がかからず、よりスムーズに申告いただくことができます。

※利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）は、スマホの生体認証機能を利用できます（機種によって異なります。）。

※スマートフォンのマイナンバーカードのご利用には、マイナポータルアプリの「メニュー」から設定が必要です。

※詳しくは、デジタル庁ホームページ「スマートフォンのマイナンバーカード」をご確認ください。

※e-Tax送信の方法は動画で確認することができます。

★詳しくは

令和7年分
確定申告特集

所得税および復興特別所得税・贈与税

3月16日(月)までに申告・納税

個人事業者の消費税および地方消費税

3月31日(火)までに申告・納税

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/smartphone-mynaportal-etax/>